

## 秋選管告示第六十七号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年六月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹 田 勝 美

### 公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）の一部を次のように改正する。

別記第十号様式その1の備考4(2)中「15,800円」を「16,100円」に改める。

別記第十号様式の二の備考4(2)イ中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同様式の備考4(2)ロ中「375,500円＋5円2銭」を「386,500円＋5円18銭」に改める。

別記第十号様式の三の備考4(2)イ中「310,500円＋525円6銭」を「316,250円＋541円31銭」に改め、同様式の備考4(2)ロ中「573,030円＋27円50銭」を「586,905円＋28円35銭」に改める。

別記第十一号様式（別紙）その2中「15,800円」を「16,100円」に改め、同様式その2（別紙）の備考1(1)中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同様式その2（別紙）の備考1(2)中「375,500円＋5円2銭」を「386,500円＋5円18銭」に改め、同様式その3（別紙）の備考2(1)中「310,500円＋525円6銭」を「316,250円＋541円31銭」に改め、同様式その3（別紙）の備考2(2)中「573,030円＋27円50銭」を「586,905円＋28円35銭」に改める。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。